

○ 特別融資制度推進会議設置要綱（平成13年9月12日13経営第2931号農林水産事務次官依命通知）新旧対照表

（下線部は改正部分）

改正後	現行
<p>第2 構成</p> <p>推進会議は、市町村、農業委員会、農業協同組合、都道府県（普及指導センターを含む。以下同じ。）、都道府県信用農業協同組合連合会、農林中央金庫、株式会社日本政策金融公庫（沖縄県にあっては、沖縄振興開発金融公庫。以下同じ。）、都道府県農業信用基金協会、<u>農業経営・就農支援センター</u>（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤強化法」という。）<u>第11条の11</u>に規定する農業経営・就農支援センターをいう。以下同じ。）その他の特別融資制度の迅速かつ的確な運営のため必要な関係機関により構成することが望ましい。</p> <p>第3 運営</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 3の「慎重な審議が必要な場合」とは、次の（1）及び（2）に掲げる場合をいう。</p> <p>（1）必要とする借入額が3億円（法人にあっては10億円）を超える場合（ただし、次のいずれかに該当する場合を除く。）</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ <u>基盤強化促進法第19条第1項に規定する地域計画のうち目標地図</u>（同条第3項に規定する地図をいう。）<u>に位置付けられた者</u>（<u>認定農業者</u>（同法第12条第1項に規定する農業経営改善計画の認定を受けた者をいう。））、<u>認定新規就農者</u>（同法第14条の5第1項に規</p>	<p>第2 構成</p> <p>推進会議は、市町村、農業委員会、農業協同組合、都道府県（普及指導センターを含む。以下同じ。）、都道府県信用農業協同組合連合会、農林中央金庫、株式会社日本政策金融公庫（沖縄県にあっては、沖縄振興開発金融公庫。以下同じ。）、都道府県農業信用基金協会、<u>青年農業者等育成センター</u>（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤強化法」という。）<u>第14条の11</u>に規定する青年農業者等育成センターをいう。以下同じ。）その他の特別融資制度の迅速かつ的確な運営のため必要な関係機関により構成することが望ましい。</p> <p>第3 運営</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 3の「慎重な審議が必要な場合」とは、次の（1）及び（2）に掲げる場合をいう。</p> <p>（1）必要とする借入額が3億円（法人にあっては10億円）を超える場合（ただし、次のいずれかに該当する場合を除く。）</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 地域における継続的な農地利用を図る者であって、生産の効率化等に取り組むものとして市町村が認める者（10年後の農業経営の継続意向（経営農地、経営面積、栽培作物、栽培方法等）及び地域が目指すべき将来の集約化に重点を置いた農地利用の姿の作成に向け</p>

定する認定就農者をいう。以下同じ。）、集落営農組織（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号）第2条第4項第1号ハに定める組織をいう。）、市町村基本構想（基盤強化促進法第6条第1項に規定する基本構想をいう。）に示す目標所得水準を達成している農業者及び市町村が認める者をいう。）及び地域における継続的な農地利用を図る者であって、生産の効率化等に取り組むものとして市町村が認める者（10年後の農業経営の継続意向（経営農地、経営面積、栽培作物、栽培方法等）及び地域が目指すべき将来の集約化に重点を置いた農地利用の姿の作成に向けた話合い等への参加の意思が明確になっており、それらを証する書面を市町村に提出し、かつ、生産の効率化等に取り組む旨の証明を受けたものに限る。）が借り入れる場合

（2）認定新規就農者を対象とする資金の貸付けにあつては、次に掲げる場合

ア・イ （略）

5～9 （略）

（別紙）

— 要領例 —

〇〇市特別融資制度推進会議設置要領

第3 構成

た話合い等への参加の意思が明確になっており、それらを証する書面を市町村に提出し、かつ、生産の効率化等に取り組む旨の証明を受けたものに限る。）が借り入れる場合

（2）認定新規就農者 （基盤強化法第14条の5第1項に規定する認定就農者をいう。以下同じ。） を対象とする資金の貸付けにあつては、次に掲げる場合

ア・イ （略）

5～9 （略）

（別紙）

— 要領例 —

〇〇市特別融資制度推進会議設置要領

第3 構成

推進会議は、次に掲げる機関・団体をもって構成する。

(行政機関等)

①～③ (略)

④〇〇県農業経営・就農支援センター

(融資機関・保証機関)

⑤～⑫ (略)

(その他)

⑬ (略)

第4 運営等

(1)～(8) (略)

(9) 〇〇市以外の市町村を含んだ広域認定（基盤強化法第13条の2の規定に基づき、都道府県の知事又は農林水産大臣が行う農業経営改善計画の認定をいう。）の内容に関する協議等については、設置要綱第3の7の方針を基に、関係市町村（農業経営基盤強化促進法の基本要綱（平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局長通知）第6の4（1）の①に規定する関係市町村をいう。）と調整を行い、広域認定に係る農業者への円滑な融資に努めるものとする。

推進会議は、次に掲げる機関・団体をもって構成する。

(行政機関等)

①～③ (略)

④〇〇県青年農業者等育成センター

(融資機関・保証機関)

⑤～⑫ (略)

(その他)

⑬ (略)

第4 運営等

(1)～(8) (略)

(9) 〇〇市以外の市町村を含んだ広域認定（基盤強化法第13条の2の規定に基づき、都道府県の知事又は農林水産大臣が行う農業経営改善計画の認定をいう。）の内容に関する協議等については、設置要綱第3の7の方針を基に、関係市町村（農業経営基盤強化促進法の基本要綱（平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局長通知）第5の4（1）の①に規定する関係市町村をいう。）と調整を行い、広域認定に係る農業者への円滑な融資に努めるものとする。

附 則 （令和5年3月31日4経営第3074号）

この通知は、令和5年4月1日から施行する。